

交	00	01	3年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 1 3 1 号
令 和 7 年 6 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

「ハンド&サンクス」による広報啓発活動の更なる推進について

本県警察においては、歩行者の安全確保に向けて、「歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化について」（令和6年12月26日付け交企第346号）に基づき、各種施策を推進しているところである。

また、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針を踏まえ、信号機のない横断歩道における横断方法の周知のため、「ハンド&サンクス」をスローガンとした各種広報啓発活動を展開してきたものである。

しかしながら、近年の交通死亡事故の特徴として、歩行中の死者が半数近くを占め、当該死者のうち、何らかの交通違反があったケースが多く認められたことや、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）による「令和6年信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」によると、本県における車両の一時停止率は59.9%にとどまっており、いまだ約4割の車両が一時停止していない状況にある。

よって、歩行者の安全確保を目的として、「ハンド&サンクス」による広報の更なる推進を図ることとしたので、効果的な取組を展開されたい。

記

1 目的

信号機のない横断歩道において、歩行者が運転者に対して横断する意思を伝える具体的方法を提唱することで、歩行者保護の徹底と交通事故の抑止を図ることを目的とする。

2 広報タイトル等

(1) タイトル

「ハンド&サンクス」

(2) サブタイトル

～「渡る合図」と「ありがとう」～

3 「ハンド&サンクス」広報要領

(1) 歩行者に対する広報内容

歩行者が、信号機のない場所で道路を横断しようとするときは、

- 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること。
- 安全を確認してから横断を始めること。
- 横断中も周囲の安全を確認すること。
- 横断歩道手前で停止した運転者に対し、会釈等で感謝の気持ちを伝えること。

等、自らの安全を守るための交通行動について広報すること。

(2) 運転者に対する広報内容

運転者に対しては、

横断歩道の直前における減速義務（横断しようとする歩行者がいいることが明らかな場合は除く。）や歩行者がいる場合の停止義務

等交通法令を遵守するとともに、歩行者に対する思いやりを持った運転をするよう広報すること。

4 推進事項

(1) 街頭における広報啓発活動の推進

自治体や学校関係者、関係機関・団体等と連携し、横断者が多い時間帯・場所を中心とした街頭キャンペーンや街頭指導を実施すること。

(2) 各種広報媒体を活用した情報発信

ホームページや青森県警察公式SNS、自治体が管理する防災無線や広報誌、地元ラジオ、商業施設の店内放送・デジタルサイネージ等各種広報媒体を活用した情報発信を実施すること。

(3) あらゆる機会を捉えた交通安全教育の推進

交通安全に関する各種会合や交通安全教室のほか、他部門とも連携し、地域住民が集うあらゆる機会を利用し、交通安全教育を実施すること。

5 留意事項

(1) 隣接警察署等との連携強化

取組の推進に当たっては、隣接警察署等との連携を強化し、従来の枠組みにとらわれない柔軟な取組を推進するなど、警察の総合力を発揮した活動に配慮すること。

(2) 積極広報の活用

各種取組を行う際は、広報効果を高めるために積極広報を行うこと。

本件担当：交 通 企 画 課
交 通 安 全 対 策 係